

# 下関市の市民参画

～ 条例策定のプロセス ～



## 下関市 市民部 市民活動課

〒750-8521 山口県下関市南部町1-1

直通 0832-31-1830

FAX 0832-31-1809

E-mail [skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

URL <http://mirai.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/>

平成15年3月作成

目 次	ページ
1 市民参画条例（仮称）策定経緯	3
2 総合計画等における市民参画の位置付け	
(1) 第四次下関市総合計画・基本構想（平成12年12月19日議決 抜粋）	4
(2) 第四次下関市総合計画・基本計画（平成13年3月決裁 抜粋）	
(3) 第三次下関市行革大綱（平成13年2月 抜粋）	
3 市民参画型施策一覧	8
4 市民参画条例（仮称）策定審議会の特徴	9
5 市民参画条例（仮称）策定審議会審議経緯	10
6 市民参画条例（仮称）の内容の変遷	12
(1) 事務局の提案・・・4つの柱	
(2) 市民参画条例（仮称）策定審議会における審議の流れ・・・2つの手法	
(3) 項目整理表（マトリックス）・・・4つの柱と2つの手法	
7 審議会が作成した市民参画条例（仮称）の体系図	15
8 市民協働参画条例の特徴の概要及び特徴について	16
9 市民協働参画条例の特徴（他市県類似条例との項目比較）	18
10 提言書、条例素案及び条例原案との項目比較について	19

当初「市民参画条例」（仮称）と称しておりましたが、審議会の提言に基づき、素案公表時から「市民協働参画条例」に改めております。

1 市民参画条例（仮称）策定経緯

平成12年12月	第四次下関市総合計画・基本構想
平成13年 2月	第三次下関市行革大綱
3月	第四次下関市総合計画・基本計画 施政方針において市民参画条例（仮称）の検討開始を表明
4月	市民活動課設置 市民参画条例（仮称）策定の検討を開始
7月	先進地の条例調査
12月	市民参画条例（仮称）策定審議会設置等に係る補正予算計上 市民参画条例（仮称）策定審議会委員公募 市民参画条例（仮称）策定にあたる意見公募
平成14年 1月	先進地視察（横浜市・横須賀市）
2月	市民参画条例（仮称）策定審議会委員委嘱 第1回市民参画条例（仮称）策定審議会
2月18日	文教厚生委員会へ報告（委員の公募、第1回審議概要について）
3月	施政方針において平成14年度中の条例策定を表明
3月17日	市民参画条例（仮称）策定講演会開催 第2回市民参画条例（仮称）策定審議会
4月24日	文教厚生委員会へ報告（第2回審議概要について）
4月～8月	第3～7回市民参画条例（仮称）策定審議会 類似団体・山口県・福岡県市民参画施策調査
8月 6日	文教厚生委員会へ報告（第3～7回審議概要について）
8月31日	市民参画条例（仮称）策定市民フォーラム開催 第8回市民参画条例（仮称）策定審議会
9月13日	文教厚生委員会へ報告（市民フォーラムについて）
9月～10月	第9～11回市民参画条例（仮称）策定審議会
10月28日	審議会からの提言を受理
11月15日	文教厚生委員会へ報告（提言について）
11月22日	提言に基づいて作成した条例素案を公表 提言に基づき「市民参画条例」（仮称） 「市民協働参画条例」に改める 意見公募開始
12月12日	意見公募終了
12月16日	文教厚生委員会へ報告（条例素案公表）
平成15年 1月	原案決定 議会へ提出

## 2 総合計画等における市民参画の位置付け

(1) 第四次下関市総合計画・基本構想(平成12年12月19日議決 抜粋)

### 第1章 市民が主体のまちづくり

#### 1 新しい世紀の市民と行政

21世紀最初の総合計画をスタートさせるにあたり、まず市民と行政の新しい関係を築き上げることから始めなければならないことを、最初に表明します。

新しい世紀を迎え、価値観の多様化とともに男女の共同参画が今以上に進み、男性も女性も会社などの組織以外に、個人として自らの生きがいを見つけ、ボランティアやNPO(民間非営利団体)に参加して、社会に貢献しようとする人も多くなると予想されます。また、会社なども地域での新しい役割を自覚して行動する必要に迫られるとともに、組織から離れて新しい分野に積極的に挑戦する人々も増えてくることでしょう。これからの社会におけるまちづくりは、こうした人々の動きを無視しては成り立ちません。

20世紀の市民と行政との関係は、市民から負託を受けて行政がまちづくりを進めていくというものでした。しかし、新しい世紀には、市民と行政がともに手を携えて、パートナーシップの関係で目標とするまちをつくっていかねばなりません。

#### 2 市民と行政の果たすべき役割

市民と行政が手を携え、パートナーシップの関係で、新しいふるさと下関を築くためには、行政も市民もこれまでの意識の在り方を変えなければなりません。

行政はまず、積極的に情報を公開することが必要です。行政には、まちづくりのための多くの情報があり、これらの情報を市民の皆さんに積極的に公開することが、市民主体のまちづくりの前提となります。さらに、まちづくりの主体は市民であることを認識し、市民の声に耳を傾けるだけでなく、市民活動をサポートするとともに市民参画の機会をつくり、市民と一緒に新しい下関をつくっていくという心構えを持たねばなりません。

市民の一人一人もまた、まちづくりに対して責任を持って積極的に意見を述べ、行動することが必要です。そのために必要なものは、市民一人一人が自由で自立した心、それぞれの個性や能力の違いを認め合い、他人の意見に広く耳を傾ける寛容の心といえます。そして、自らがまちづくりの主体であり、新しいふるさと下関をつくりあげる責任を分かち合うことを自覚しなければなりません。

市民と行政との新しいパートナーシップの関係を築き上げることは、下関市の未来が光り輝くために欠かすことができません。これは直ちにできるものではありませんが、これから一步一步着実に進めていかねばならない下関市全体の大きな目標といえます。

## 第2章 これからのまちづくりの方向

第2章では、これからのまちづくりにおいて、各分野の施策を行う際に常に配慮する「4つの重点項目と3つのネットワーク」を掲げ、戦略的方向性をもって取り組むことを明記していますが、この3つのネットワークの一つに市民参画（市民活動）が入っています。

4つの重点項目：子どもと高齢者、環境、観光、国際

3つのネットワーク：情報、交通、市民参画（市民活動）

### 2 これからのまちづくりの方向

#### 4つの重点項目と3つのネットワーク

##### 「市民参画（市民活動ネットワーク）」

地方分権の進展の中で、多様化、個別化するさまざまな地域課題の解決にあたっては、市民のまちづくりへの主体的な参画と行動が不可欠であり、市民がまちづくりの担い手となるためのさまざまな市民意識の醸成や、市民活動及びネットワークづくりを支援するとともに、市民と共にまちづくりに取り組む行政の体制整備に取り組みます。

## 第4章 施策の大綱

### 次代を拓く新たなパートナーシップ

地方分権の進展とともに、地域社会での市民活動の新たな役割が期待されています。市民と行政がパートナーシップの関係を築き、市民がまちづくりの主体となる市民意識を醸成して、市民参画型のまちづくりを進めます。

## 市民と行政の新しいパートナーシップを築き、

### 市民参画型のまちづくりを進めます

老若男女、さまざまな人々が参加する市民活動は、これからのまちを支えていく大きな柱となります。このため、市民活動をするさまざまな個人・団体を育て、行政と新しいパートナーシップを築くまちづくりを目指します。

（ 中略 ）

また、希薄になった住民相互の連帯意識を深めるため、交流の場をつくって市民意識の啓発に努めるとともに、コミュニティリーダーを養成します。

市民の価値観が多様化し、ボランティア活動や NPO などに参加して、社会に貢献しようとする人も増えています。こうした活動に対して市民の理解を深め、活動の場の情報を提供するとともに、市民アドバイザーなどの人材育成にも力を注ぎます。

## 第6章 構想の実現に向けて

### 1 市民参加の推進

「市民が主役の市政」は本市の基本です。このため男女が互いに個性と能力を十分に発揮することができるよう男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進するとともに、コミュニティ活動や幅広い分野のボランティア活動、新たな動きとして期待されるNPO活動等、市民が個人、団体、組織など、さまざまななかかわりの中でまちづくりに参加できるよう啓発と積極的な支援を行います。

また、より開かれた市政を目指すため、情報公開や広報広聴活動を通して、市民の求める情報提供に努め、市民と行政が一体となったまちづくりをすすめます。

## (2) 第四次下関市総合計画・基本計画(平成13年3月決裁 抜粋)

### 第1節 市民参画

#### 【現状と課題】

本市では、「市政の主人公は市民である」を基本理念に、従来から市民の声を市政に反映する市政運営を推進してきました。

今後、さらに市民の市政への参加を積極的に推し進め、市民と行政との相互理解、協力関係をいっそう発展させることが必要です。

少子高齢化、情報化、国際化、地方分権の推進などに伴い、行政需要も多様化しています。このため、市民ニーズを的確に把握し、市政に関する最新の情報を市民に迅速に提供できるよう、広報紙などの充実やマスメディアの活用、また、市民のみならず市外の人々も容易に市政に関する情報にアクセスができる情報発信の方法を充実させることが課題です。

さらに開かれた市政を推進するため、引き続き公文書公開制度の適正な運用に努めることが必要です。

( 3 ) 第三次下関市行大綱 ( 平成 1 3 年 2 月 抜粋 )

具体的な方策

1 活力ある市民参画型の行政運営の確保

活力ある市民参画型の行政運営を確保するためには、市民が市政に参画し、十分な意見を述べることにより達成されることから、市政にかかる的確な情報を迅速に市民に提供し、市民の声を十分に反映した市政を展開していく。

( 1 ) 市政の透明性の向上

ア 情報公開の推進

イ 広報機能の強化

ウ 行政手続の適正な運用

エ 監査機能の強化

( 2 ) 市民との協働

ア 市民との協働推進

市民活動の促進を図るため、行政と市民活動との協働の現状を把握し、市民との協働推進の為の指針策定に努める。

また、市の様々な事業分野に、市民が主体的に参画する機会を増やすため、ボランティアや NPO などの市民活動に対する支援機能の拡充を図る。

イ 市民の声の反映

市政への市民参画を促進するため、審議会等における公募制を拡充するなど、市民の声を市政に反映させる体制をさらに整備する。また、広報機能の強化と市政情報の公開に努め、市民と情報の共有化を図り、市民の的確な理解と自己責任をもった主体的な判断による、市政への一層の参画を推進する。

ウ CI 戦略の展開

### 3 市民参画型施策一覧

#### (1) 市民の意見を広く集めるもの

分野を問わず広く集めるもの

市長へのはがき・Eメール、市長ふれあいティータイム

特定の施策に反映させるために市民の意見を広く集めるもの

アンケートの実施(男女共同参画プラン推進、市民活動他)

意見公募(環境基本条例制定、第四次下関市総合計画他)

#### (2) 政策立案や運営に市民の声を反映させるもの

ワークショップを開催したもの

(第四次下関市総合計画策定、公園整備、児童館建設、リサイクルプラザ)

協議会等を設置したもの

(男女共同参画プラン、市街地整備、児童環境づくり)

#### (3) 市民に市政を知る場を提供するもの

出前講座

#### (4) 審議会や運営委員会等を設置することによって市民の意見を取り入れる

平成13年4月1日現在で、216設置

#### (5) 市民活動団体等に事業運営依頼・協力、業務委託等を行っているもの

各種行事開催、公園・河川施設・街路樹等管理

#### (6) 情報の公開

- ・ 下関市公文書公開条例(H7.10.1 施行) 下関市例規集 1-2301

目的等：市政への市民参加の推進と市民の信頼の確保

- ・ 下関行政手続条例(H9.7.1 施行) 下関市例規集 1-3351

目的等：行政運営の公正の確保と透明性の向上

#### 4 市民参画条例（仮称）策定審議会の特徴

特徴1：15名中7名を公募

内訳：学識経験者2名、各種団体推薦6名、公募7名  
行政職員はメンバーに入っておりません

特徴2：議事概要を公開

市のホームページ、市民活動課で自由に閲覧可能

特徴3：審議会への意見を常に公募（意見は審議会委員へ報告）

審議会設置時・・・3件 審議会開始後・・・1件

8月に審議会が作成した骨子を市民フォーラムで公開し意見を求めた  
提言の内容に基づき作成した素案を公表し意見を公募した

特徴4：審議会委員に配慮した日程で審議会を開催

平日の夕刻や土日開催を厭わず、毎回審議会で調整し日程を決定

特徴5：女性の比率が33%

下関市平均22%

特徴6：基本的な内容は審議会委員で決定

行政は目的や枠組み、期限といった条件や他市の事例などの情報提供を行なう

特徴7：審議会の求めに応じて審議会開催回数を延伸

よりよい提言書を作成するために、審議会の希望に応じて当初の予定より審議会の開催を回数増やしました。

5 市民参画条例（仮称）策定審議会審議経緯（第1回～第11回までのまとめ）

	日 時	場 所	出席人数	内 容
第 1 回	2月8日 14:00～ 16:00	第一委員 会室	13名	1) 委嘱式 2) 事務局からの説明 ・市民参画条例（仮称）策定の目的 ・審議会の役割 ・現在の市の取り組みについて ・4つの柱 市民活動の促進 既存施策の整理 情報公開 審議会の公募努力規定
第 2 回	3月17日 13:30～ 16:30	市民セン ター	14名 その他一般 参加者約6 0名	1) 講演会『市民活動と市民参画』 講師：九州大学助教授 NPO ふくおか副理事長 安立清史先生 2) 参加団体による情報交換会及び交流会 3) 審議会委員と講師との意見交換会 （講演会、意見交換会、市民参画条例）
第 3 回	4月20日 10:00～ 12:00	第一委員 会室	14名	1) 条例比較資料（第2回審議会配布）の説明 2) 自由討議 ・前文・条文について ・条例を作る理由について ・下関の市民参加の現状について ・条例に期待すること ・「市民活動団体」の定義について ・第3者機関等について ・事務局が示した4つの柱について など
第 4 回	6月1日 13:30～ 16:30	第一委員 会室	14名	1) 下関における市民参加・参画の現状についての説明 2) 他市の市民参画に関する資料の説明 3) 下関市広報広聴課『提案型広報マニュアル』についての紹介 4) 委員提出資料の説明 5) 自由討議 ＜内容＞ 条例策定方法、条文、期間、民度、議会との関係について ＜まとめ＞ 2つの柱について 市民活動をどう育てるのか、或いはどのように市民に加わっていただくか

				<p>市と市民活動団体との関係 など</p> <p>市政の中にどれだけ市民が参画できるか</p> <p>情報の公開・提供・提案・交換（共有）</p> <p>審議会等について など</p> <p>6）フォーラムについて</p>
第5回	6月30日 9:00～ 12:00	市民センター	13名	<p>1）庁内連絡会議の設置について</p> <p>2）市報（8月15日号）掲載について</p> <p>3）市民参画条例（仮称）策定審議会における審議の流れ（図案化）について</p> <p>4）これまでの市民参画条例（仮称）策定審議会における項目整理表（マトリックス）について</p>
第6回	7月22日 18:00～ 20:30	カラトピア4階研修室	13名	<p>1）公募意見の紹介（1件）</p> <p>2）市民参画条例（仮称）策定審議会における条例骨子（案）について</p> <p>条例の名称・基本理念・目的・条例の対象について</p> <p>市の施策への参画について</p> <p>市民活動への支援のあり方</p> <p>参画を推し進めるためのチェックのあり方</p> <p>議会との関係について</p> <p>「協議会の設置」という項目の新設 など</p>
第7回	8月7日 18:30～ 20:40	カラトピア4階研修室	13名	<p>1）市民フォーラムについて （具体的な内容や会場、資料、役割分担）</p> <p>2）提言の提出方法について</p>
第8回	8月31日 13:00～ 17:00	梅光学院大学	14名 （23団体、120名が参加）	<p>市民参画条例（仮称）策定フォーラム開催</p> <p>1）審議会委員による審議会における条例案骨子の説明</p> <p>2）ワークショップと結果の発表</p> <p>3）市民活動団体の交流</p>
第9回	9月27日 18:00～ 21:00	カラトピア4階研修室	11名	市民参画条例（仮称）策定フォーラムで出た意見を提言の中にどのように盛りこむか検討
第10回	10月4日 18:00～ 20:00	第一委員会室	15名	第9回の積み残し部分と、実際の提言書について検討
第11回	10月21日 18:00～ 20:00	第一委員会室	15名	提言書の細かい内容について検討

## 6 市民参画条例（仮称）の内容の変遷

当初、事務局から「4つの柱」として提案させていただいた内容は、審議会において「2つの手法」の中に取り込まれました。「4つの柱」と「2つの手法」の関係が14ページの（3）となっています。

### （1）事務局の提案・・・4つの柱

#### 市民活動の促進

市民活動団体への支援や協働を明記する  
市・市民・市民活動団体等の役割

#### 既存施策の整理されたもの

広報業務、市長への手紙、ふれあいティータイム、出前講座等の整理

#### 情報公開

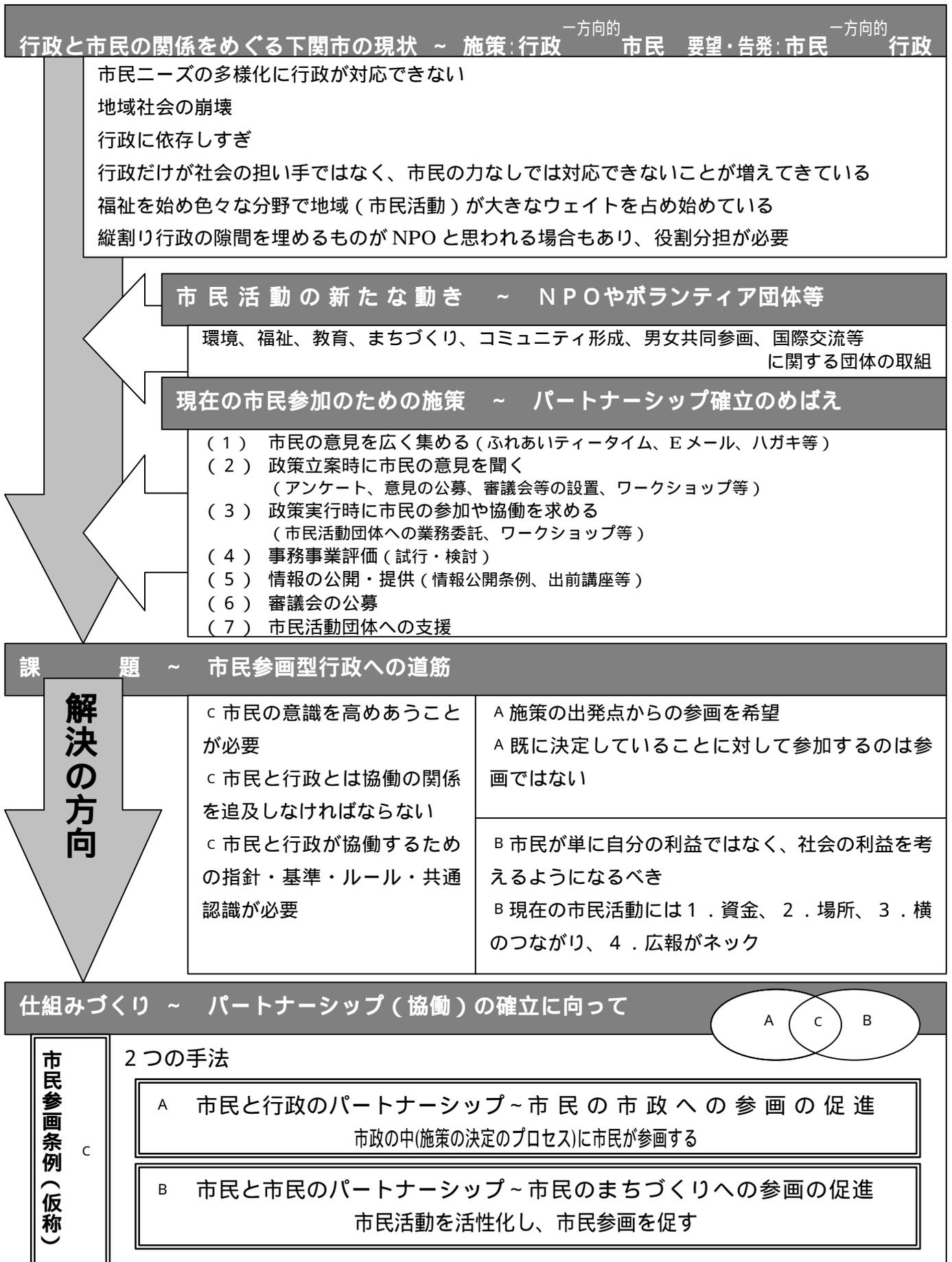
下関市公文書公開条例と下関行政手続条例との調整

- ・ 下関市公文書公開条例(H7.10.1 施行) 下関市例規集 1-2301  
目的等：市政への市民参加の推進と市民の信頼の確保
- ・ 下関行政手続条例(H9.7.1 施行) 下関市例規集 1-3351  
目的等：行政運営の公正の確保と透明性の向上

#### 審議会の公募努力規定

審議会を設置する場合にできるだけ公募の実施を行なっていただく

(2) 市民参画条例(仮称)策定審議会における審議の流れ・・・2つの手法



(3) 項目整理表(マトリックス)・・・4つの柱と2つの手法

		既存の施策	情報	審議会の公募	実効性の確保
A 市民と行政のパートナーシップ 市民の市政への参画の促進	問題認識	ふれあいティータイム 市長へのEメール 市長へのハガキ	情報の 相互提供・提案	公募実施の 原則	第3者機関の設置
	立案	アンケート・意見公募 審議会等の設置 ワークショップ			
	実行	市民活動団体への委託 ワークショップ 運営・施策への参加			
	評価	事務事業評価(試行・検討)			
B 市民と市民のパートナーシップ 市民のまちづくりへの参画	助成	わがまちづくり支援事業補 助金 他 (各部局において実施)	情報の 相互提供・提案	審議会等への参加	中間支援組織創設 への支援
	場所	市の施設における配慮等 (各部局において実施)			
	ネットワーク	情報交換会 他 (市民活動課・男女共同参画 推進室等において実施)			
	広報	市報への掲載 団体紹介シート 他 (各部局において実施)			

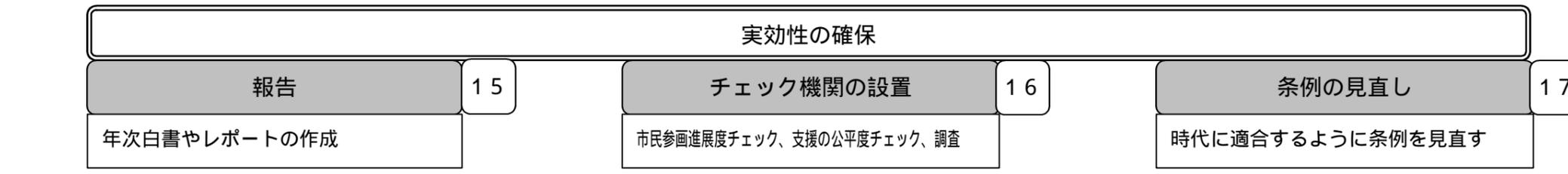
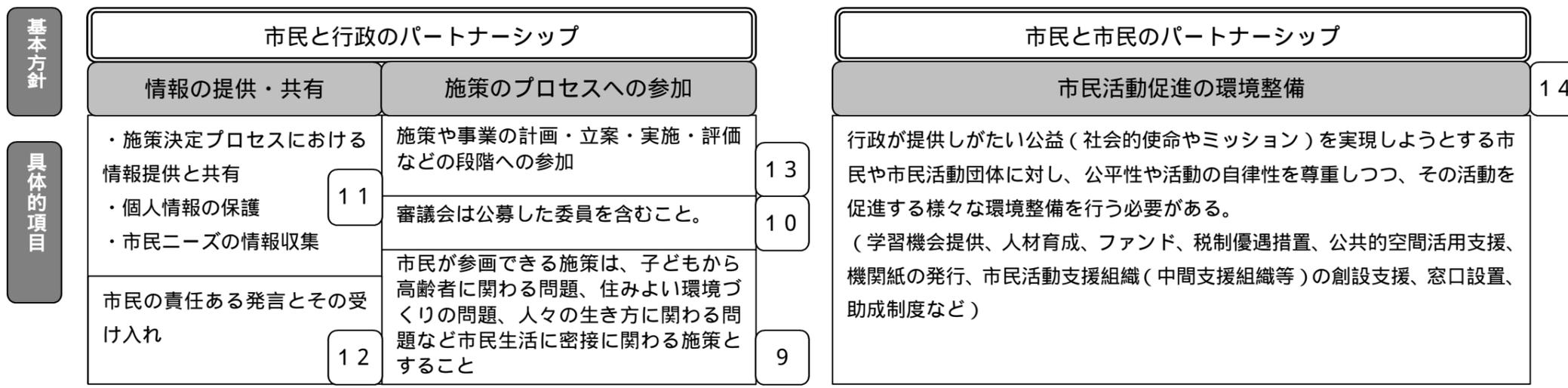
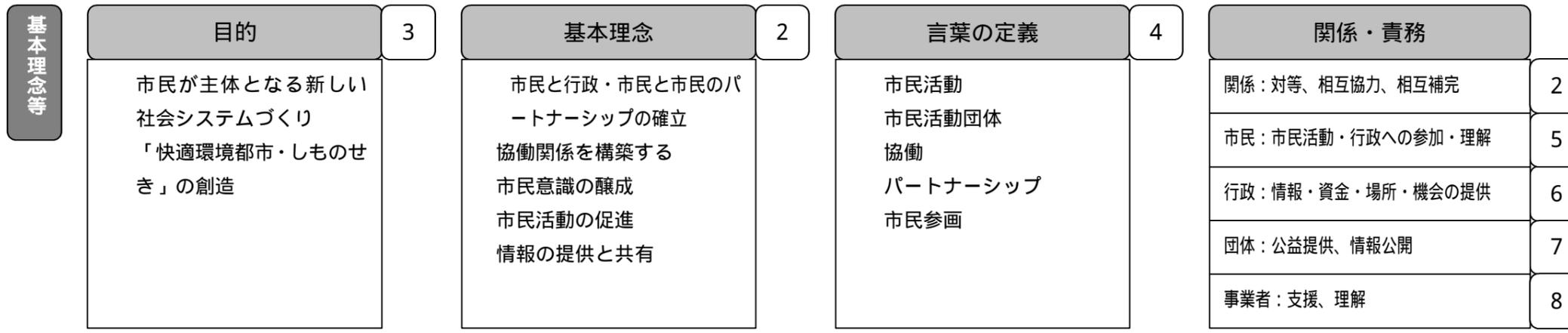
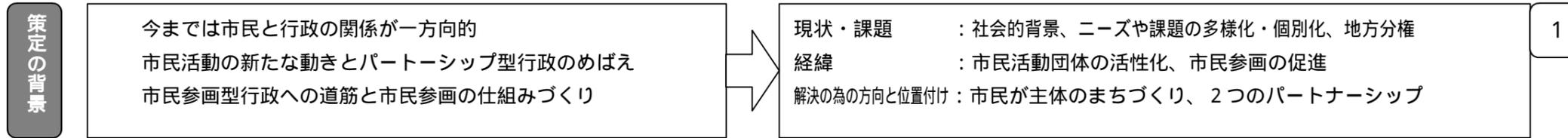
より高度な見地からの調整・議決

議 会

7 審議会が作成した市民参画条例（仮称）の体系図

市民参画条例（仮称）の体系

提言条文項目



共通項目	
1	前文
2	基本理念
3	目的
4	言葉の定義
5	市民の責務
6	市の責務
7	市民活動団体の責務
8	事業者の責務
市民と行政のパートナーシップ	
9	参画できる対象施策
10	審議会の公募等
11	情報提供・共有
12	広聴
13	市政への参画・協働
市民と市民のパートナーシップ	
14	市民活動促進の環境整備
実効性の確保	
15	報告
16	チェック機関
17	条例の見直し

## 8 市民協働参画条例の特徴の概要及び特徴について

### 1. 条例の概要について

#### (1) 条例の名称・・・下関市市民協働参画条例

#### (2) 基本理念

市民と行政、市民と市民のパートナーシップの確立、 協働関係の構築  
市民意識の醸成、 市民活動の促進、 情報の提供・共有

#### (3) 目的

市民が主体となる新しい社会システムづくり  
快適環境都市・しものせきの創造

#### (4) 条例の構成(全20条)

共通項目	・・・基本理念、目的、定義、責務など(7条項)
市民と行政のパートナーシップ	・・・参画対象施策、審議会公募など(7条項)
市民と市民のパートナーシップ	・・・市民活動促進の環境整備(1条項)
実効性の確保	・・・報告、チェック機関、条例の見直し(3項目)
その他	・・・法令や他の条例との関係、委任(2条項)

### 2. 条例の特徴について

#### (1) 内容面での特徴

##### 条例の名称について

新しい社会システムを象徴する言葉として『協働』と『参画』を採用するとともに、市民が親しみを持てるよう愛称を公募することを予定

\* 参画を冠した条例は、静岡市等で検討されているが、制定には至っていないと聞いている

##### 条例のタイプについて

『行政プロセス参加型』と『市民活動促進型』の二つの内容を含む『複合タイプ』で、他に例を見ない先駆的条例となった

##### <行政プロセス参加型の例>

石狩市・・・『行政活動への市民参加の推進に関する条例』

箕面市・・・『箕面市市民参加条例』

旭川市・・・『旭川市市民参加促進条例』など

- \* 今回の条例は、他都市のような、いわゆる『参決』の手段とされる住民投票ではない。この部分については議会の役割がこれまで以上に重要としている。

< 市民活動促進型の例 >

横須賀市・・・『横須賀市市民協働推進条例』  
横浜市・・・『横浜市市民活動推進条例』  
山口県・・・『県民活動促進条例』など

条例の構成について

市民と行政とのパートナーシップにおいて『ISO14001』で用いている PDCA サイクルの手法を取り入れている

- \* 年次報告の作成、チェック機関などチェック・評価の仕組み  
P = プラン、D = ドゥ、C = チェック、A = アクション

市民と行政の関係のみならず、市民と市民のパートナーシップの確立を提唱している。

- \* 市民同士の情報の共有、ネットワーク化など

その他の特徴について

市民参画の前提として、情報の提供と共有を行政のみならず市民にも求めることにより、『一方向』から『双方向』の関係の構築を盛り込んだ

市民の行政への参画や市民活動に対し、他律的ではなく自律的であることを求めている。

市民活動を促進するための環境整備として「市民活動促進基本計画」を策定することとした。

法令や他の条例との調整のために適用除外の項目を設けた。

9 市民協働参画条例の特徴（他市県類似条例との項目比較）

型		複合型	行政プロセス参加型			市民活動促進型		
県・市名		下関市	石狩市	箕面市	旭川市	横須賀市	横浜市	山口県
施行年月日等		H15 予定	H14.1.1	H9.4.1	未定	H13.7.1	H12.7.1	H14.4.1
条例名等 項目		下関市市民協働参画条例	行政活動への市民参加の推進に関する条例	箕面市市民参加条例	旭川市市民参加促進条例	横須賀市市民協働推進条例	横浜市市民活動推進条例	県民活動促進条例
		共通項目	前文					
	1 目的							
	2 定義							
	3 基本理念							
	4 市民の責務							
	5 市民活動団体の責務							
	6 事業者の配慮等							
	7 市の責務			1				
市民と行政のパートナーシップ	8 市民参画の対象							
	9 市民参画の方法							
	10 市民参画の方法の公表							
	11 留意事項							
	12 情報の提供と共有		2					
	13 広聴							
パートナーシップ	14 附属機関等の委員							
	15 市民活動を促進するための環境整備							
実効性の確保	16 年次報告							3
	17 下関市市民協働参画審議会の設置							
	19 条例の見直し							
	18 適用除外							
	住民投票							

いわゆる「自治基本条例」は、複合型を理念条例化したものに、財政、評価、他の自治体や他国との連携、市の組織等を加え、全ての条例の上位条例という位置付けにしたものと考えられる。

- 1 市長の責務として定義
- 2 パブリックコメント等を実施
- 3 議会への報告を義務付け

10 提言書、条例素案及び条例原案との項目比較について

		提言項目		条例素案項目		条例原案項目
名称		下関市市民協働参画条例		下関市市民協働参画条例		下関市市民協働参画条例
共通項目	1	前文		前文		前文
	2	基本理念	3	基本理念	3	基本理念
	3	目的	1	目的	1	目的
	4	言葉の定義	2	定義	2	定義
	5	市民の責務	4	市民の責務	4	市民の責務
	6	市の責務	7	市の責務	7	市の責務
	7	市民活動団体の責務	5	市民活動団体の責務	5	市民活動団体の責務
	8	事業者の責務	6	事業者の責務	6	事業者の配慮
市民と行政のパートナーシップ	9	参画できる対象施策	8	市民協働参画の対象	8	市民参画の対象
	10	審議会の公募等	14	附属機関の委員	14	附属機関等の委員
	11	情報提供・共有	12	情報の提供と共有	12	情報の提供と共有
	12	広聴	13	広聴	13	広聴
	13	市政への参画・協働	9	市民協働参画の公表	9	市民参画の公表
			10	市民協働参画の方法	10	市民参画の方法
11			市民協働参画対象施策実施の留意点	11	市民参画の留意事項	
市民と市民のパートナーシップ	14	市民活動促進の環境整備	15	市民活動促進の環境整備	15	市民活動促進の環境整備
	15	市民への報告	16	年次報告	16	年次報告
実効性の確保	16	チェック機関	17	下関市市民協働参画審議会の設置	17	下関市市民協働参画審議会の設置
	17	条例の見直し	18	条例の見直し	19	条例の見直し
					18	制度の調整
			19	委任	20	委任

発行：下関市

編集：下関市市民部市民活動課